資料１

基本仕様書

１　事業名
農地活用促進プロジェクト業務委託

２　事業目的
担い手の高齢化等により遊休農地等が顕在化する中、企業・団体等による農地の活用を促進することにより、農地の保全、関係人口増加による農村地域の活性化を図ることを目的とする。

３　履行場所
福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市農林水産局総務農林部農業政策課　他

４　履行期間
契約締結の日から令和８年３月 31 日まで

５　業務内容
（１）フィールド調査（活用可能な遊休農地等の調査）
市から提供する遊休農地リスト（市内の農業振興地域の内 200 筆程度）及び地図等を基に調査し、企業・団体等が活用可能な農地について、下記フィールド調査項目を踏まえて候補地を抽出し、２回に分けて報告すること。また、１回目の報告から（２）で活用する農地について市と協議の上、選定すること。

【提出時期】
・１回目　令和７年７月末
・２回目　令和８年２月末

【フィールド調査項目】
・交通アクセス、面積、傾斜、形状などの農地の概要
・トイレ、駐車場など周辺設備の状況
・その他、企業・団体等による農地活用に必要な項目

※調査については、随時市と相談・協議のうえ行うこと。

（２）農地活用

（１）で選定した農地において、３つ以上の企業・団体等にコンセプト（福利厚生、社員研修等）を持った農地活用をさせること。なお、本仕様書においての農地活用とは、企業・団体等が作付け、草刈り、収穫等の農作業を行うことという。また、農地活用の詳細は、下記のとおりとする。

・農地活用にあたっては、スケジュール、規模、場所、人員体制等について市や農地を耕作する権利を有する者（以下「農地管理者」という。）と協議を行い、必要に応じて周辺住民や農家等への説明を行うこと。
・日常の農地管理については、農地管理者が実施するものとする。
・農地活用の実施期間は、令和７年９月～令和８年２月までとし、企業・団体等が２回以上農作業を行うこととする。
・農地活用を実施する企業・団体等については、農地活用開始までに市と協議の上決定すること。
・農地管理料については、企業・団体等が農地管理者へ支払うものとし、金額については、市と農地管理者と協議の上設定すること。
・作付けする作物、規模、作付けから収穫までのスケジュールなどについては、市と農地管理者と協議の上決定すること。
例、冬野菜（キャベツ、かぶ、大根等）の作付け９月頃、収穫２月頃

（３）広報

農地活用の魅力について、企業・団体等が興味・関心を持つような広報を行うこと。また、受託事業者が独自に準備・契約する媒体などを活用して、効果的な広報となるよう市と協議の上、決定すること。

（４）実証実験結果の報告

実証実験の内容を検証し、課題・改善方法等と併せて報告書を作成し、市に提出すること。

６　実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

７　成果物

（１）フィールド調査結果報告書
（２回分をそれぞれ紙で３部、CD-ROM で１枚提出すること）
（２）実証実験結果の報告書（紙で３部、CD-ROM で１枚提出すること）
※それぞれ、数値等を用いてできるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

8　委託における著作権等の権利の取扱い

(1) この委託で制作された物（以下「成果物」という。）に係る著作権は市に帰属するものとし、市における二次利用を可能とする。

(2) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託事業者において処理するものとする。

(3) 受託事業者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

(4) 市は、成果物の内容（デザイン、設計等を含む。）を自由に変更することができるものとする。

9　その他特記事項

(1) 本業務の実施に当たって、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と十分に協議のうえ、決定すること。

(2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。

(3) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な準備等を行い、状況については随時市に報告すること。

(4) 本業務の実施にあたっては、関係者（農協等の生産者団体、地元等）と協議、調整の上、行うこと。

(5) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を順守すること。